

現 有 動 力 漁 船 數 量

中華民國 104 年底

單位：噸數—艘
馬力數—噸

漁業別	總 計				單 船 拖 網 漁 業				刺 網			
	噸位別	艘 數	噸 數	馬力數	噸位別	艘 數	噸 數	馬力數	噸位別	艘 數	噸 數	馬力數
總 計	計	165	667.96	24397	計	15	331.6	6702	計	111	216.74	12228
計 動 力 未 滿 5 噸	木 殼	3	-	24397	木 殼	2	-	6702	木 殼	1	-	12228
	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-
	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-
	噸 數	162	667.96	24397	噸 數	13	331.6	6702	噸 數	110	216.74	12228
	馬力數	162	667.96	24397	馬力數	13	331.6	6702	馬力數	110	216.74	12228
5 ~ 10 噸	木 殼	48	119.9	8990	木 殼	1	4.71	145	木 殼	82	104.26	7963
	鋼 殼	1	-	6490	鋼 殼	1	-	255	鋼 殼	23	55.43	2965
	塑 鋼 殼	7	47.12	1410	塑 鋼 殼	1	7.39	255	塑 鋼 殼	4	25.23	785
10 ~ 20 噸	木 殼	11	193.08	4049	木 殼	7	127.89	2844	木 殼	4	25.23	785
	鋼 殼	2	-	4049	鋼 殼	1	-	2844	鋼 殼	1	31.82	515
20 ~ 50 噸	木 殼	6	191.61	3458	木 殼	6	191.61	3458	木 殼	1	31.82	515
	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-
計 未 滿 100 噸	木 殼	-	-	-	木 殼	-	-	-	木 殼	-	-	-
	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-
	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-
	噸 數	-	-	-	噸 數	-	-	-	噸 數	-	-	-
100 ~ 200 噸	木 殼	-	-	-	木 殼	-	-	-	木 殼	-	-	-
	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-
	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-
	噸 數	-	-	-	噸 數	-	-	-	噸 數	-	-	-
200 ~ 500 噸	木 殼	-	-	-	木 殼	-	-	-	木 殼	-	-	-
	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-
	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-
	噸 數	-	-	-	噸 數	-	-	-	噸 數	-	-	-
500 ~ 1000 噸	木 殼	-	-	-	木 殼	-	-	-	木 殼	-	-	-
	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-
	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-
	噸 數	-	-	-	噸 數	-	-	-	噸 數	-	-	-
1000 噸 以上	木 殼	-	-	-	木 殼	-	-	-	木 殼	-	-	-
	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-	鋼 殼	-	-	-
	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-	塑 鋼 殼	-	-	-
	噸 數	-	-	-	噸 數	-	-	-	噸 數	-	-	-

公 開 類 別	次 年 四 月 底 前 填 報
---------	-----------------

編 製 機 關	彰 化 縣 政 府 農 業 處
表 號	20343-02-51

現 有 動 力 漁 船 數 量 (續一)

中 華 民 國 104 年 底

單 位 : 噸 數—艘
馬 力 數—馬 力

漁 業 別	其 他 網 具 類 別										延 總 網 具 類 別									
	艘 數					噸 數					艘 數					噸 數				
	計	木 殼	鋼 殼	塑 鋼 殼	噸 數	計	木 殼	鋼 殼	塑 鋼 殼	噸 數	計	木 殼	鋼 殼	塑 鋼 殼	噸 數	計	木 殼	鋼 殼	塑 鋼 殼	噸 數
總 計	32	-	-	32	73.8	6	-	-	6	43.88	1	-	-	1	1.94	130	-	-	-	-
計 劃	32	-	-	32	73.8	6	-	-	6	43.88	1	-	-	1	1.94	130	-	-	-	-
動 力 船	11	-	-	11	11.99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未 滿 5	20	-	-	20	45.03	3	-	-	3	12.79	1	-	-	1	1.94	130	-	-	-	-
5 ~ 未 滿 10	-	-	-	-	-	2	-	-	2	14.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 ~ 未 滿 20	1	-	-	1	16.78	1	-	-	1	16.59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 ~ 未 滿 50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 ~ 未 滿 100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 ~ 未 滿 200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
200 ~ 未 滿 500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
500 ~ 未 滿 1000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1000 噸 以 上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

填 表 審 核 主 辦 業 務 人 員 主 辦 統 計 人 員 機 關 長 官

資 料 來 源 : 直 轄 市 及 各 縣 (市) 政 府 漁 業 主 管 單 位。
填 表 說 明 : 1. 本 表 編 製 1 份 自 存, 電 子 檔 由 本 署 主 計 室 上 載 全 國 主 計 網 (eDAS) 及 上 傳 行 政 院 農 業 委 員 會 「 農 業 統 計 資 料 查 詢 系 統 」。
2. 直 轄 市 及 各 縣 (市) 政 府 漁 業 主 管 單 位 於 次 年 二 月 底 前 將 相 關 資 料 填 送 本 署 企 劃 組 據 以 彙 編 本 表。

彰化縣現有動力漁船數按漁業別分編製說明

- 一、統計範圍及對象：船籍屬本縣之動力漁船均為統計對象，如有漁船執照尚未申請註銷，但實際上漁船已出售他縣（市）或沈沒、老舊完全未使用者，應予除外。
外縣（市）外省（市）籍或外國籍漁船向農委會漁業署或縣市政府申請領有漁業執照以本縣漁港為基地從事業者，應視為該基地所屬之漁船計入。
- 二、統計標準時間：以每年十二月三十一日之現有動力漁船數為準。
- 三、分類標準：按漁業別（分單船拖網漁業、雙船拖網漁業、鏢旗圍網漁業、鏢旗延繩釣漁業、刺網漁業、鏢旗圍網漁業、巾著網漁業、鯛及雜魚延繩釣漁業、一支釣漁業、曳繩釣漁業、鏢旗魚漁業、追逐網漁業、火誘網漁業、公務船、漁獲物運搬船、雜漁具、漁業加工船、定置漁業作業船、養殖漁業作業船及其他漁業等二十一類）分別列計其艘數、噸數及馬力。
- 四、統計科目定義（或說明）：
 - （一）單船拖網漁業：指使用動力漁船一艘，利用二塊網板張開網口，拖引漁網採捕水產物之漁業。
 - （二）雙船拖網漁業：指使用動力漁船二艘（不用網板張開網口）合力拖引一張漁網採捕水產物之漁業。
 - （三）鏢旗圍網漁業：使用單艘漁船或船圍式（含主船及運搬船）為一組共同作業，以圍捕鱸魚及鯖魚之漁船，俗稱美式圍網。
 - （四）鏢旗延繩釣漁業：指使用動力漁船將鏢旗數條連結成為一條，且在鏢旗上每隔相當距離結以支繩，支繩末端結鈎之延繩鈎作為鈎捕鱸、旗魚、沙魚類之漁業（俗稱大滾）。
 - （五）魷魚釣漁業：使用五十噸以上動力漁船用自動魷釣機從事釣魷。
 - （六）刺網漁業：指使用動力漁船將漁網橫遞水流，待魚群刺上漁網而捕獲之漁業，有固定及隨流漂動兩種（俗稱定刺網為綾子，流利網為掃綾）。
 - （七）鏢旗圍網漁業：通常以四、五艘以上漁船編成一組，用巨型帶狀網包圍魚群之作業，俗稱日式圍網。
 - （八）巾著網漁業：指使用動力漁船二艘（台灣均為二艘式）以上在近海合力使用長方形漁網包圍魚群之漁業。
 - （九）鯛及雜魚延繩釣漁業：指使用動力漁船主要為鈎捕近海之鯛及雜魚類之延繩釣漁業。
 - （十）一支釣漁業：指使用動力漁船用一根或數根鈎線上結縛鈎在鈎線從事鈎捕水產生物之漁業。
 - （十一）曳繩釣漁業：指使用動力漁船於船尾拖引鈎繩（鈎繩末端結縛鈎鈎）曳行海中鈎捕魚類之漁業。
 - （十二）鏢旗魚漁業：指使用動力漁船用鏢旗（鏢旗頭附有鏢叉）鏢捕魚類之漁業。
 - （十三）追逐網漁業：指使用動力漁船二艘以上，由漁夫入水驅逐或趕魚群使其進入網內而捕獲之漁業。
 - （十四）火誘網（焚寄網）漁業：指使用動力漁船一艘或二艘以上，以燈船、網船兼用或分成燈船及網船兩種，在夜間利用燈光誘集魚群共同作業，供網船捕獲之漁業（俗稱火罈），包括棒受網及叉手網漁業。
 - （十五）公務船：執行公務之船舶，包括漁業試驗、訓練及巡邏船。
 - （十六）漁獲物運搬船：從事漁獲物運搬之船舶。

(十七) 雜漁具 (鑼旗魚船除外)：不屬於網漁具或釣漁具類之漁業，此類漁具漁業種類繁多，規模較小，多半是靠人力，有原始及傳統之風味。

(十八) 漁業加工船：從事水產品加工之漁船。

(十九) 定製漁業作業船：從事協助定置漁業權漁撈作業之漁船。

(二十) 養殖漁業作業船：從事區劃漁業權或專用漁業權內養殖漁業所需養殖作業之漁船。

(二十一) 其他漁業：指不屬於上列各種方式採捕水產生物之漁業。

(二十二) 船質別：

1. 木殼：以木質為材料建造者。

2. 鐵殼：以鐵板為材料建造者。

3. 塑鋼殼：以玻璃纖維 (FRP) 為材料建造者。

五、一般說明：

(一) 凡經營兩種以上漁業者，其漁船應歸屬於其主要之漁業種類。

(二) 動力漁船：指以動力推駛航行之漁船，包括動力舢舨，但不包括動力漁筏。

(三) 噸數：指漁船檢查證書所載之總噸數，取小數點下二位數。

(四) 馬力：指漁船檢查證書所載之主機引擎馬力數。

(五) 船內機：指裝置引擎在船艙內部以柴油為燃料者。

(六) 船外機：指裝置引擎在船舷邊以汽油為燃料者。

(七) 動力舢舨：指裝船內機或船外機之舢舨。

六、資料蒐集方法及編製程序：由本府根據漁船船員管理資訊系統登記資料彙總編製。

七、編送對象：本表編製一式三份，一份送主計室，一份送行政院農業委員會漁業署，一份自存。